

抗告訴訟の対象(1)

(百選「Ⅱ-159」～「Ⅱ-163」)

問題 001

土地区画整理事業計画の施行地区内の宅地所有者等は、その法的地位に直接的な影響が生ずるものとはいえず、当該事業計画の決定に伴う法的効果は一般的、抽象的なものにすぎない。

001 解答：誤り

宅地所有者当の法的地位に直接的な影響が生ずるものというべきであり、当該事業計画の決定に伴う法的効果が一般的、抽象的なものにすぎないということはできないとした。(Ⅱ-159)

問題 002

土地区画整理事業計画に基づく換地処分について取消訴訟を提起することができ、その主張が認められたとしても、当該換地処分を取り消すことは公共の福祉に適合しないとして事情判決がされる可能性が相当程度あるのであり、宅地所有者等の権利救済が十分に果たされるとはいえない。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-159)

問題 003

土地区画整理事業計画の適否が争われる場合、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性があるというべきである。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－159)

問題 004

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものとはいえ、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものということとはできない。

004 解答：誤り

宅地所有者等の法的地位に変動もたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものということができるとした。(Ⅱ－159)

問題 005

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たる。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－159)

問題 006

都市計画区域内において工業地域を指定する決定が、当該地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課し、その限度で一定の法状態の変動を生ぜしめるものであることは否定できないが、このような効果を生ずるということだけから直ちに右地域内の個人に対する具体的な権利侵害を伴う処分があったものとして、これに対する抗告訴訟を肯定することはできない。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－160)

問題 007

行政庁による建築基準法 42 条 2 項の道路(以下 2 項道路という)指定の告示は、特定の土地について個別具体的に 2 項道路の指定をするものではなく、本件告示によって直ちに私権制限が生じるものではない。

007 解答 : 誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、本件告示によって 2 項道路の指定の効果が生じるものとした。

(Ⅱ - 1 6 1)

問題 008

行政庁による建築基準法 42 条 2 項の道路指定の告示は、一括指定の方法によるものであり、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

008 解答 : 誤り

一括指定の方法による 2 項道路の指定も、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるとした。(Ⅱ - 1 6 1)

問題 009

水道料金を改正する条例について、その条例の施行によって、その後に行われる個別的行政処分を要せず、その内容が給水契約の内容となって水道需用者は義務を課されるのであるから、当該条例は処分性を有する。

009 解答：誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、当該条例は限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、本件改正条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないとした。

(Ⅱ - 162)

問題 010

条例の改正により、水道料金について、住民基本台帳に記載されていない別荘に係る給水契約者の基本料金を別荘以外の給水契約者のものより相当高額に設定することは、当該基本料金の大きな格差を正当化するに足りる合理性を有するものではなく、地方自治法 244 条 3 項に違反するものとして無効というべきである。

010 解答：妥当である。(Ⅱ - 162)

問題 011

行政機関等が都市計画法 32 条所定の開発行為の同意を拒否する行為は、開発行為を禁止又は制限する効果をもつものとはいえ、したがって、開発行為を行おうとする者が、右の同意を得ることができず、開発行為を行うことができなくなったとしても、その権利ないし法的地位が侵害されたものとはいえない。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－163)

問題 012

行政機関等が都市計画法 32 条所定の開発行為の同意を拒否する行為は、抗告訴訟の対象となる処分に当たるといふべきである。

012 解答：誤り

処分に当たらないとした。(Ⅱ－163)